

Q 派遣先が派遣労働者を引き抜くことは問題がありますか

A

派遣労働者は派遣元事業主との間に労働契約があることが前提ですので、この労働契約が期間を定めた契約である場合は、原則として、やむを得ない事由がない限り解約できないことになっています。

また、派遣元事業主と派遣先の間では派遣期間も含めて当事者間で定めた労働者派遣契約が結ばれているため、派遣期間の途中で派遣労働者を正社員とする場合は、労働者派遣契約を派遣先が解除して派遣労働者と労働契約を結ぶこととなります。

ただし、この場合、派遣先は、派遣元事業主から期間途中の労働者派遣契約解除による損害賠償を求められる場合があります。